

浄化槽汚泥収集運搬業許可申請 について

(記入方法・記入例)

秦 野 市

環境産業部 清掃事業所 資源化推進班

〒257-0024 秦野市名古屋409

電話 0463 (82) 4401

I 申請書の作成にあたって

- 1 申請者は、正本 1 部、副本 1 部の計 2 部を提出してください。（申請を受けたときは、副本 1 部を返却しますので、大切に保管しておいてください。）
- 2 添付書類は、Ⅲに示す順に日本工業規格の A－4 版の大ききさで、左閉じにしてください。

A－4 版より大きい図面等は、A－4 版の大ききさに折り、かつ左閉じにして、開きやすいように折ってください。

ただし、官公署、公共機関等が発行した A－4 版より小さい書類等は、台紙に貼ってから閉じてください。
- 3 書類への記載に際しては、黒色のボールペンか万年筆を使用し、明瞭に記載してください。
- 4 写真は鮮明なものを添付してください。
- 5 印鑑は、鮮明に押してください。
- 6 戸籍抄本、納税証明書、印鑑登録証明書、登記事項証明書等の官公署、公共機関等が発行する書類は、申請書受付日前 3 か月以内に発行されたものに限ります。

II 申請書の提出について

- 1 申請書の所定事項を記入し、全ての関係書類を添付して、指定の日時までには秦野市環境産業部清掃事業所資源化推進班に提出してください。
- 2 不足、不備書類がある場合は、受け付けられません。
- 3 受付後に必要な審査をし許可となります。
- 4 許可に際しては、必要な条件を付与します。
- 5 許可期限は、許可開始日から 2 年間です。
- 6 許可書交付の際、秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 17 条の規定により、許可申請手数料を納入してく

ださい。関係手続の手数料は、次のとおりです。

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件 10,000円

(2) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件 6,000円

Ⅲ 申請書及び添付書類について

収集運搬業許可申請	
1 許可申請書	第18号様式
2 事業計画書	様式(15)
3 戸籍抄本（法人の場合は、定款及び登記事項証明書）	
4 秦野市納税証明書【市県民税（法人の場合は、法人市民税）及び固定資産税】	
5 申請者の印鑑登録証明書（法人の場合は、法人の印鑑登録証明書）	
6 履歴書（法人の場合は、役員の名簿及び履歴）	様式(4)
7 申告書	様式(5)
8 従業員名簿（本市の業務に従事する者、その他の従業員）	様式(6)
9 保有車両・器材一覧表（本市の業務に使用する物）	様式(7)
10 車検証の写し（本市の業務に使用する車両について）	
11 車両の写真（前、左横、後ろ及び本市許可証番号の部分（更新の場合のみ）を写したもの）	様式(8)
12 洗車場設備の写真（車両を洗車している状態のもの）、洗車場案内図 ※洗車場設備を有していない場合は、洗車場使用の契約書の写し及び洗車している写真、案内図	様式(10)

13 事務所及び車庫等の見取り図	様式(16)
14 浄化槽管理に係る証明書類	
15 その他市長が必要と認めるもの	